

論文式試験問題集
〔民法親族相続〕

〔民法親族相続〕

次の【事実】を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

【事実】

1. 資産家であるA（85歳）は、夫Bの死後、自身の資産を運用しながらしばらく一人で生活してきたが、体力が衰え物忘れが激しくなってきたことから、平成20年4月頃から自身の長男であるCとその妻D、Cの長男で自身の孫Eと暮らし始めた。
2. Aには長男Cのほかにも次男F、長女Gがいたが、次男Fは平成10年頃にAと喧嘩をしてから実家に寄り付かず、長女Gは平成5年頃から結婚を機に遠方に暮らし始め、それぞれAとは疎遠になっていた。
3. Aは、これまで自身が所有する賃貸不動産の収益で生活をしており、年間1000万円の利益を得ていた。しかし、年齢を重ねるにつれ不動産の管理が難しくなり、平成24年4月頃からCに不動産管理をゆだねることとし、Cはそれを機にそれまで勤めていた会社を辞め、不動産管理に専念することにした。
4. Aが所有する賃貸不動産は、不動産ごとに管理会社がついており、共用部分の清掃や家賃の收受などの日常の管理は管理会社が行っていた。しかし、物件に生じたトラブルについてCに直接連絡が来ることもあった。また、エアコンの故障や外壁の補修など、物件の修繕については管理会社が対応せず、Cが直接業者に発注していた。Aの事業の会計帳簿の作成や、税金の申告は税理士に任せていたが、税理士とのやり取りはCが行っていた。
5. Aは自身の不動産の管理を行っていたCに月額30万円を与えていた。
6. Aは、平成27年4月に脳梗塞で倒れ、寝たきりとなった。CはAの介護を自宅で行うことにし、妻DをAの介護に専念させることにした。Dはこれを機に月額25万円を得ていた会社事務を辞め、Aの介護に専念した。CはAを特別養護老人ホームに入れることも考えたが、費用が年間900万円と高額であったこと、A自身が反対したことから断念した。
7. Dの懸命な介護の甲斐なく、Aは平成29年4月に死亡した。Aの遺産は、不動産と金融資産を含めて2億4000万円であった。また、Cが受取人になっている生命保険8000万円があった。さらに、Aは生前、Gに自宅を購入する資金として3000万円を与えていた。
8. Aの葬儀後、C、F、Gの間で遺産分割協議が行われた。その中で、Fは、CとGはそれぞれAから資金の援助を受けているから、自分が多く財産を受け取るべきであるうえ、Cが受け取る生命保険もAの遺産であると主張した。これに対しCは、Aから毎月もらっていたお金はAの事業を手伝ってきたからであるうえ、Aの介護も自身の家族が行ってきたことから、Fの主張に納得がいかなかった。

〔設問1〕

C, F, GはそれぞれAの遺産をいくら取得すべきか。【事実】8におけるFの主張の内容を明らかにしたうえで、想定されるCの反論の内容及びその当否を述べつつ答えなさい。

〔設問2〕

【事実8】の話し合いの後、Aの自室を整理していたところ、Aの遺言書が発見された。その内容は以下の通りだった。（なお、遺言書はすべて手書きで書かれていた。）

<p>遺言書</p> <p>私、遺言者であるAは、私の有する財産の全部を、私の長男Cに相続させます。</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月1日 A (A)</p>

FがAの遺産を確保するための方法について検討しなさい。ただし、どのような方法があるのか、その手続の概要のみ述べれば足り、本件における当否について言及する必要はない。